

平成24年第8回教育委員会 定例会会議録

平成24年8月3日

東久留米市教育委員会

平成24年第8回教育委員会定例会

平成24年8月3日午前9時30分開会
市役所7階 702会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (2) 平成25年度東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
 - (3) 「平成24年度(23年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について
 - (4) 平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について
 - (5) 諸報告
-

出席委員(5名)

委員長	榎本隆司	第一職務代理	井上敏博
第二職務代理	矢部晶代	委員	松本誠一
教育長	永田昇		

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	荒島久人	総務課長	東淳治
指導室長	片柳博文	学務課長	稲葉勝之
生涯学習課長	山下一美	主幹 (国体担当)	傅智則
学校適正化等 担当課長	高梨顕彦	図書館長	岡野知子
統括指導主事	末永寿宣	指導主事	間嶋健
指導主事	大久保順子		

事務局職員出席者

庶務係長	鳥越富貴	庶務係	小野塚将志
------	------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

(午前9時30分)

- 榎本委員長 これより平成24年第8回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席しており会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規程により、関係職員の出席を求めています。

◎会議録署名委員の指名

- 榎本委員長 本日の会議録の署名は矢部委員にお願いします。

◎議案の追加

- 榎本委員長 議案の追加がありますので、事務局から説明をお願いします。
- 東総務課長 4件の議案の追加をお願いします。内容は人事案件3件とその他1件です。
「議案第47号 東久留米市社会教育委員の委嘱について」、「議案第48号 平成24年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について」、臨時職員の雇用に関する「議案第49号 東久留米市教育委員会職員の人事について」、さらに職員の処分に関する「議案第50号 東久留米市教育委員会職員の人事について」を追加議案としてご審議いただきたいと思います。
- 榎本委員長 お聞き及びのようなことで議案を追加させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただきましたので、新しい日程の配布をお願いします。

(新しい日程の配布)

それでは、新しい日程にしたがって進めます。ついては通常の運びとは異なりますが、人事案件については諸報告終了後に扱います。その折にも申し上げますが、「議案第50号 東久留米市教育委員会職員の人事について」は指導室長、総務課長以外の職員はご退席をお願いします。その旨をあらかじめお願い申し上げます。

◎公開しない会議の宣告

- 榎本委員長 議案第47号、第49号及び第50号は人事案件であるため、東久留米市教育委員会会議規則第13条により公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、公開しない会議とします。

◎傍聴の許可

- 榎本委員長 本日傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 東総務課長 いらっしゃいません。
- 榎本委員長 いらっしゃいましたら、人事案件以外の審議の際にお入りいただきます。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長 日程第2、「議案第45号 平成25年度東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第45号 平成25年度東久留米市立公立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、上記議案を提出する。平成24年8月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由は平成25年度に東久留米市立小中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行う必要があるためです。詳細については指導室長から説明します。
- 片柳指導室長 これまで東久留米市教科用図書採択要綱第15条の2、特別支援学級で使用する教科用図書の採択についての規程に基づき、事務の手続きを進めてきました。委員に

は各校から申請のあった調査資料とその見本本を用意しています。

それでは、特別支援学級一般図書選定調査委員会の委員長から説明していただきますが、よろしいでしょうか。

○榎本委員長 お願いします。

(井戸川特別支援学級一般図書選定調査委員会委員長入室)

○榎本委員長 井戸川先生におかれては一般図書の調査の取りまとめ、大変ご苦勞でございませう。本日はその間の経緯等についてご説明をいただき、また、私どもからもお伺いしたいこともありかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○井戸川選定調査委員会委員長 教科用図書選定調査委員会の委員長を務めました、中央中学校長の井戸川です。よろしくをお願いします。

先ず、委員会の開催経過と協議の内容を説明します。5月17日木曜日の午前11時から、第1回教科用図書選定調査委員会を開催しました。特別支援学級設置の小学校長3人、中学校長2人のうち欠席が一人いましたが半数以上が出席していたので会議は成立し、委員長を選出しました。その結果、私がおその任を受けました。そして、特別支援学級設置校別資料作成委員会に資料作成を依頼することになりました。続いて、8月1日水曜日の午前11時から、第2回教科用図書選定調査委員会を開催しました。各学校が教科用図書として使用を希望する一般図書の調査資料について、検討に入りました。その際、本選定調査委員会では東久留米市教科用図書採択要綱実施細目に則り、①内容、②構成・分量、③表記・表現、④その他、使用上の便宜という四つの観点に加え、次の視点を念頭に置き、資料が適切かどうかの調査を行いました。一つは、障害の程度が異なるので、その実態に応じて最もふさわしい内容のものを選定すること。二つ目は、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であること。三つ目は、高学年で使用する教科用図書との関連性を考慮すること。四つ目は、教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること。例えばカセットテープ、ジグソーパズル型、切り絵工作型などの図書としての体裁をなしていないものは除いています。委員には各学校から申請が出ている特別支援学級教科用図書一覧と、選定調査委員会で適切であると判断した調査資料を配布しています。また、若干の見本本も用意していますので参考にさせていただければと思います。

それでは、各学校が選定した一般図書について説明します。第三小学校では36冊の一般図書を選定しました。児童の生活に密接した体験学習ができる本を選定しており、また、イラストや写真による図解がある本を選び、子どもたちが理解しやすいように配慮しています。国語や算数などは同学年または低学年の検定本を活用したり、一般図書を活用しています。第七小学校では22冊の一般図書を選定しました。児童が興味を引くような絵や写真を多用した本や図鑑などを選び、より視覚的に選べるように考えられています。低学年の算数と国語は検定本を選び、最低限の学力の育成を意図するとともに、学年が進むに当たって個に応じた指導ができるよう、特別支援を要する児童用のシリーズ本を選定しています。神宝小学校では21冊の一般図書を選定しました。学年に応じて学習が進められるよう、シリーズ化した本を国語と算数でそろえ、学年が上がった児童が前年度と違和感がなく学習できるように配慮されています。その他の教科に関しては、交流活動等で活用できるように、主に検定本での学習が計画されています。来年度に新設される南町小学校では23冊の一般図書を選定しました。教科ごとに活用の仕方を明確にして選定しています。既存の、各学校で現在活用されていて、特別支援学級使用教科書としてその有用性が認められているものを選定しています。本市の既存の各学校でも多く使用されていますので、開設後、活用方法等の情報交換が可能なようにしています。東中学校では23冊の一般図書を選定しました。書き込み作業ができたり、生徒の生活に密接した体験活動ができる本を選定しています。また、イラストや写真での図解がある本を選び、子どもたちが理解し

やすいように配慮しています。最後に、中央中学校では18冊の一般図書を選定しています。国語と数学については特別支援学校中学部用文部科学省著作教科書を使い、個に応じた指導ができるようにしています。また、英語に関しては複数の一般図書を活用し、より生徒一人一人の力に対応できるように配慮しています。

○榎本委員長 何か伺うことはありますか。

○井上第一職務代理 実際に、こういった一般図書をどのような場合に教科書として使用しているのですか。

○井戸川選定調査委員会委員長 学年相応の検定済み教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な児童・生徒に対して、障害の種類、程度、能力・特性に合わせて指導するために活用しています。

○松本委員 その際に、特に注意する点があれば伺います。

○井戸川選定調査委員会委員長 児童・生徒の個別指導計画に合わせて活用することや、学習指導要領の目的に照らして偏りなく、正確で、理解が容易な内容になっている点を意識して選定しています。また、通常学級の児童・生徒との交流を視野に入れた活用を計画しています。

○井上第一職務代理 文部科学省から出されている著作図書や検定本を使わないで一般図書を使用することを希望する割合について伺います。

○井戸川選定調査委員会委員長 最近、児童・生徒の障害の程度は重度・重複化の傾向が著しくなっています。教科書についても一般図書を教科書として使うことを希望する割合が年々増加し、その種類も多岐にわたっています。

○矢部第二職務代理 新設される南町小学校の教科書はどのように選定されたのですか。

○井戸川選定調査委員会委員長 開設準備委員会作業部会で、現在開設している特別支援学級の担任、及び清瀬特別支援学校と学芸大学附属特別支援学校のコーディネーターの意見を集約して選定に当たっています。

○井上第一職務代理 ゆっくり学ぶ子のための「国語」や「算数」が多く選定されているようですが、どのような特徴があるとお考えですか。

○井戸川選定調査委員会委員長 先ずは身近な素材を使い、児童・生徒が親しみやすい内容になっていること。また、シリーズものになっており、学年が上がっても対応ができるような内容に系統的に配置されていると思います。

○榎本委員長 それでは井戸川先生ありがとうございました。

(井戸川特別支援学級一般図書選定調査委員会委員長退席)

○榎本委員長 調査委員会委員長の報告を受けて質疑を行いました。改めて事務局に対する質疑や各委員の意見交換をさせていただきます。

○松本委員 一般図書は数限りなくあり、また、子どもたちの発達段階はそれぞれ違うと思いますが、その子に合ったものを選ぶためにどのような工夫をしていますか。

○片柳指導室長 子どもたちの発達段階を3段階に分けて考え、一般図書の選定に役立てています。「第1段階」は話し言葉はないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な弁別が可能な段階です。「第2段階」は話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念が分かる段階です。「第3段階」は簡単な読み書きが可能で、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階です。

○井上第一職務代理 たくさんの図書がある中、発達に対応したより良い教科書を選ぶためにいろいろ努力をされていると思いますが、指導室や各学校の先生方はどのような取り組みをされていますか。

○片柳指導室長 今回は特別支援学級担任研修会において、水道橋にある東京都教職員研修センター内の教科書センターで行われた教科書展示会に参加しました。この中で、教科用図

書及び教科用図書の候補となる一般本についても、実際に実物を手にとって調査してきました。より多くの選択肢の中から選定ができたと考えています。

- 矢部第二職務代理 南町小学校で使う特別支援学級の教科用図書は、知的障害学級と情緒障害学級のどちらでも使用されるのですか。
- 片柳指導室長 知的障害学級では資料の一覧表にある一般図書及び検定本を使います。情緒障害学級では情緒的障害が克服されれば通常学級に戻って学習をすることから、検定本を用いることにしました。
- 矢部第二職務代理 「実態に合った教科書を選ぶ」ということですが、南町小学校ではまだ児童がいない状況の中で、どのようにして実態に応じた教科用図書を選定されたのですか。
- 片柳指導室長 新入生については通常学級で使用される教科書が基本的な内容を扱っていること、通常学級の子どもたちとのかかわりが多くあることなどを考えて、検定本を使用することにしました。2年生から6年生については既存の特別支援学級からの転入生と想定されることから、選定に当たった教員が児童の様子を知っているため、実態に即した一般図書が選定されたものと判断しています。
- 松本委員 教科書として一般図書を使うことの良さをどのようにとらえていますか。
- 片柳指導室長 一般図書を使うことの良さの一例を挙げますと、内容に写真や絵が豊富に使われていることでビジュアル化されている点だと思います。その特徴を生かして、児童・生徒の興味・関心を引き起こす場面や、より詳しく説明したいときなどに使われています。
- 榎本委員長 これで質疑を終了し、討論に入ります。討論を省略し、採決に入ります。ここで採択の仕方について確認をさせていただきます。先ほど井戸川先生から学校ごとの報告をしていただきましたが、採択についても1校ずつ行いたいと考えますがよろしいですか。異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

「議案第45号 平成23年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」の採決に入ります。第三小学校の教科用図書については一覧にあるものでよろしいですか。異議なしと認めます。第七小学校の教科用図書については一覧にあるものでよろしいですか。異議なしと認めます。神宝小学校の教科用図書については一覧にあるものでよろしいですか。異議なしと認めます。南町小学校の教科用図書は一覧にあるものでよろしいですか。異議なしと認めます。東中学校の教科用図書は一覧にあるものでよろしいですか。異議なしと認めます。中央中学校の教科用図書は一覧にあるものでよろしいですか。異議なしと認めます。

以上、各校にわたって各委員のご賛同を得ましたので、議案第40号は可決することに決しました。

小学校特別支援学級教科用図書の採択は特別支援学級の教育の重大性にも鑑みて重要な案件でしたが、採択を終え、ご協力をいただいて確認を終えたことをお礼を申し上げます。

◎人事異動に伴う職員のあいさつ

- 榎本委員長 本来は会議の冒頭で行うべきでしたが、このたびの人事異動により本日、新たにご出席の方がおいでになりますので、教育部長から改めてご紹介をお願いします。
- 荒島教育部長 8月1日付で人事異動がありました。学校適正化等担当課長及び同主査については私が兼務していましたが、高梨図書館長が新たに適正化等担当課長兼主査ということで着任されました。
- 榎本委員長 高梨さんは顔なじみではありますが、一言お願いします。
- 高梨学校適正化等担当課長 7月までは図書館長としてお世話になっていましたが、8月から学校適正化等担当課長として新しい職場で仕事することになりました。今後ともよろしくお願いします。

- 荒島教育部長 なお、高梨館長の後任には課長補佐兼図書サービス係長だった岡野係長が新たに図書館長に着任しています。
- 岡野図書館長 図書館は来年度から指定管理者に地区館3館をお願いするという事で募集の事務を行っており、ターニングポイントに来ているところですので、今年度、来年度としっかり務めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。
- 榎本委員長 図書館は大事な課題を抱えている時です。よろしくお願ひします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長 日程第3、「議案第46号 平成24年度（平成23年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第46号 平成24年度（平成23年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」、上記議案を提出する。平成24年8月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務付けられたためです。詳細については総務課長から説明します。
- 東総務課長 平成24年第5回定例会以降、教育委員協議会においても精査していただいた内容を集約したものが、この61ページにわたる報告書です。報告書は最初に目次、1ページ以降には1として「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について」、2として「東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針」、3として「東久留米市教育委員会の平成23年度活動概要」、2ページ目には、4として「平成23年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針」が書かれ、4ページから44ページまでが具体的な点検・評価の内容となっています。45ページ以降については、有識者からのご意見として、第5回定例会で委嘱をお願いしました元聖徳大学大学院教職研究科教授の宮下英雄先生と、首都大学東京客員教授・国立教育政策研究所名誉所員の鳩貝太郎先生のお二人からいただいています。
- 榎本委員長 各委員には重ねてご検討をいただき、意見交換もしてきました。時間的にここで委員会としての最終確認をしたいということですが、特に何かありますか。
- 井上第一職務代理 1ページの3「東久留米市教育委員会の平成23年度活動概要」のところで「23年度」と年度を入れているので、「毎月定例会を開催し、必要に応じて緊急案件等を審議する臨時会等」のところに、「52ページ以下参照」と入れたほうが分かりやすいと思えます。教育委員会の制度そのものの説明だけではなく、こういう定例会や数多くの臨時会等を持たせていただいていることを市民にもご理解いただければと思えます。最後の文章のところですが、1ページの下から2行目に「平成23年度には」という説明がありますが文章が平板な感じがするので、「安全な学校と信頼される教育の確立」のところは、われわれも東日本大震災の教訓を受けて「東久留米市の安全な学校と信頼される教育」に取り組んできたのですから、例えば「3.11東日本大震災の教訓を踏まえて」としたほうが委員会の取り組みもより分かると思いました。
- 東総務課長 今のご意見を反映したものを最終的に再度確認いただき、それをもってこの報告書を東久留米市議会に提出するとともに、市民の皆様にも公表していきたいと思えます。
- 榎本委員長 これは事務局に委ねるということで、ご了解いただきたいと思えます。
- 矢部第二職務代理 点検・評価の内容の審議に当たってはこれまでも協議会も開催し、何度も重ねて修正したり、表記の方法を考えたりして作っていただいた内容ですので、これに

についてはこのとおりでお願いしたいと思います。

45ページ以降の有識者からの意見を拝見し、さらに他市や他区の状況も勉強しながら本市の点検・評価のあり方について本年度中に協議させていただいて、来年度以降の評価に反映できたらと思っています。また、日程などを設定させていただいて、点検・評価についても協議していけたらと思います。

- 東総務課長 有識者のご意見については、平成25年度に実施する24年度振り返りの中で、どのような形で反映できるかについても協議させていただきながら、より良い点検・評価となるように改善していきたいと事務局としても考えています。
- 榎本委員長 頂戴したご意見については十分尊重して受けとめさせていただきたい。次年度に向けて、例えば両先生のご意見等については何かありましたらその折に改めて話題にさせていただくということで、今後に資したいと考えます。ほかにはいかがですか。
- 矢部第二職務代理 これは多分印刷ミスだと思うのですが、目次で何カ所か、23年度のところが24年度となっているところがあります。
- 東総務課長 確認させていただきます。
- 榎本委員長 重ねて各委員にもご覧いただき、その間、事務局には何度も訂正のご苦勞をいただきました。ただ今のご意見を含めて最終的なチェックを教育長にお願いし、万事、事務局で進めさせていただくということで各委員、ご了承いただきたいと思います。よろしいですか。それでは、そういう形で進めていただきと思います。

これで質疑を終了し、採決に入ります。「議案第46号 平成24年度（平成23年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」を採決します。賛成の委員は挙手をお願いします。全員挙手であり、議案第46号は承認に決しました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長 日程第4、「議案第48号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（原案）について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第48号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（原案）について」、上記議案を提出する。平成24年8月3日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については教育部長から説明します。
- 荒島教育部長 「平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算」についてはまだ成立しておらず、暫定予算により事務執行を行っている状況です。このため、9月の市議会定例会に「平成24年度東久留米市一般会計当初予算」を提案する予定です。ついては、教育費に係わる概要について説明します。

1枚おめくりいただきます。「平成24年度一般会計予算（原案）」の表がありますが、この表は平成23年度当初予算と平成24年度当初予算、今回提案の予算との対比となっています。歳出の教育費を見ますと約4億円の増、前年度比11%の増となっています。これは小・中学校の耐震補強工事や旧第四小学校の校舎解体工事、小・中学校の雨水排水設備工事などの増要因があります。裏面には6月提案の24年度当初予算と今回提案する予定の当初予算との対比があります。下の表の歳出の教育費をご覧くださいと、増減としては2,779万2,000円の増となっています。これらの主な事業については、次のページの「主な新規事業及び拡大事業」をご覧ください。

教育費に係るものは最後のページになります。上の表の二つ目に「避雷設備設置事業」の1,890万円があります。これは先の6月暫定予算に委託料を計上して、また、避雷設備

が未設置の小学校8校、中学校1校の設計委託の予算の確保はしましたが、今回、それらについての工事費をここで新規という形で要求するものです。「理数教育振興研究協力校事業」は東京都における理数教育振興を図るために研究協力校の募集があり、第二小学校が応募して指定を受け、東京都の10分の10の補助がつき、消耗品費を計上しています。「東京国体実行委員会補助金」ですが、これは東京都の5分の4の補助事業を活用し、国体の開催機運の醸成を行う事業で、駅周辺の下水道のマンホールを国体デザインプレートにしたり、駅舎の展示スペースを装飾したり、駅周辺に掲示をしたり、さらに東京ドームグループの市内循環バスのラッピングをしたりするものです。「科学技術コミュニケーション推進事業」では独立行政法人科学技術振興機構の10分の10の補助を活用し、科学の本の読み聞かせや科学の本の編集者の講演、またはポスターセッション等々の事業を行うものです。

○榎本委員長 何か伺うことはありますか。

○井上第一職務代理 避雷設備未設置の所は新たに予算に組み込んでいただきました。中学校は土・日に部活をしており、小学校でもいろいろな行事があります。これで全校設置可能となると、9月議会で承認された場合、実際にはどのぐらいまでに全部の工事が終了するのですか。雷も夏だけではなくて季節外れのものもあるので、少しでも早く可能になればと思います。

○東総務課長 避雷針設備設置事業のスケジュールですが、9月末に議決されて承認後に工事発注の手配をしていきます。ただし、この手配に関しては教育部総務課が直接発注するのではなく、契約担当課である財務部管財課に依頼して業者を選定し、発注することになります。どの業者になるのかの選定方法は管財課で決めますが、業者を選び、そこで入札等の手続きを経て初めて契約となりますので、先ずその期間を見込まなければなりません。その後具体的に業者が決まりましたら各学校とも綿密な打ち合わせをして、具体的な工事に入ります。私どもの希望としては9月末に議決をいただきましたら早速工事契約の手続きをとり、早い時期に契約します。それでも、最低1カ月以上かかる可能性はありますが、そこから具体的な避雷設備の設置工事となりますので、やはり最低でも1～2カ月はかかるだろうと考えています。年末年始の休みの期間等も入ってきますので年をまたいでしまうこともあると考えています。いずれにしても平成24年度予算で執行しますので、間違いなく今年の3月末までには設置工事は終わりますが、そういう事務手続きがあります。このところの異常気象もあり、できるだけ早い時期に設置ができるように努力していきたいと思えます。

○榎本委員長 これで質疑を終了します。討論を省略し採決に入ります。「議案第48号 平成24年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算（原案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第48号は承認に決しました。

◎諸報告

○榎本委員長 議案第47号、第49号及び第50号はいずれも人事案件ですので、先立って日程第5の諸報告に入ります。

○東総務課長 諸報告の説明順ですが、先ず学務課から給食に関する件と特別支援学級の通学区域に関する件の2件を、続いて、指導室から学校図書館充実のための整備計画についての報告といじめに関する報告の2件、その後総務課から教育委員会の会議録についてご協議いただきたいと思えます。

○榎本委員長 それでは学務課長からお願いします。

○稲葉学務課長 1件目は、「第1回学校給食運営協議会の議事要旨について」です。運営協議会は学期に1回、年間3回実施しています。第1回を6月26日に開催しましたが、委員32人のうち30人が出席されました。当日、臨時市議会が開催されていたので、

冒頭の教育長あいさつは事務局で代読した後、座長、副座長の選出を行いました。その後、協議会の設置要綱を説明し、小・中学校給食の実施状況について栄養士から説明しました。そのほか、23年度の学校給食の事故報告、給食食材の放射性物質検査についての結果報告を行いました。その後、質疑応答を行いました。給食の食材の産地公表や放射性物質検査に関する質問をいただいています。当日配布した資料は最後に添付しています。

次に、第2回特別支援学級の開設準備委員会について報告します。25年度から開設される第六小学校並びに南町小学校の特別支援学級については、教育課程など必要な事項を検討するため開設準備委員会を設置しています。5月16日に開催された第1回の委員会以降3回にわたって作業部会が開催され、使用する教科用図書や通学区域について検討が重ねられました。その結果を受けて7月24日に第2回開設準備委員会が開催され、使用する教科用図書と通学区域を決定しています。教科用図書については先ほど第45号議案として承認をいただいていますので、通学区域について報告します。

特別支援学級の通学区域は通常学級の児童・生徒のように通学区域に関する規則ではなく、配布資料のとおり内規により学区域が定められています。25年度から新たに小学校2校で開設することから、新たに学区域を設定しました。ただし、特別に支援が必要な児童・生徒であることも考慮し、区域外就学や指定校変更については柔軟な対応をしています。

別表の通学区域表をご覧ください。小学校の固定学級については「知的障害」「自閉症・情緒障害」を南町小学校に開設します。固定学級のある南町小学校の通学区域については学園町、ひばりが丘団地、前沢二丁目～三丁目、南町、中央町四丁目、南沢一丁目～二丁目、南沢三丁目11番～18番、南沢四丁目～五丁目を加えています。新たに開設する「自閉症・情緒障害」についてですが、南町小学校については市内全域としています。中学校については今回は変更がありません。

次に通級指導学級ですが、第六小学校に新たに開設するというので、新たに通学区域として上の原、学園町、金山町、小山、幸町一丁目～二丁目、三丁目1番～2番、幸町五丁目、新川町、神宝町、浅間町、大門町、中央町一丁目、二丁目2番～3番、三丁目17番～18番、中央町四丁目、東本町、氷川台、ひばりが丘団地、本町、南町一丁目1番～2番、5番～6番、南沢を通学区域として定めています。

言語学級と難聴学級については第六小学校に開設し、市内全域としています。学級名については未定ですが、現在、開設準備委員会で検討しています。資料の裏面は学校別の小学校の通学区域図です。その裏のA3横刷りの拡大した地図をご確認ください。通級指導学級についても裏面に、学区域の一覧表を地図に示した資料を添付しています。

- 榎本委員長 給食や就学区域については折々に報告をいただいていたと思います。23年度の給食事故報告のヒヤリハットの事例を見ると気になりますが、事故数としてはどうですか。
- 稲葉学務課長 この20件はヒヤリハット事例で、大きな事故にまで至らなかった件数です。例年と比べると特別多くはありません。毎年、20件ちょっとは発生しています。
- 榎本委員長 ヒヤリハット事例を見ると、「給食は要らない」という感じがしますが、そんなことを言うてはいけませんね。十二分にその折々に気をつけていただいているのでしょうか。発生がゼロは無理にしても、できるだけということで今後ともご指導いただきたいと思えます。この件は以上にとどめます。続いて指導室からお願いします。
- 片柳指導室長 1件目は、「平成24年度からの学校図書館充実のための整備計画」を総務課や図書館と協力して原案を取りまとめましたので、その報告をします。今後、この案をもとに小学校や中学校の校長会からの意見、要望の聴取、財政当局との調整等を経て、整備に向けて事業を実施していきたいと考えています。具体的な内容については担当の指導主事から説明します。
- 大久保指導主事 本計画は子どもたちの豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能

と、子どもたちが自ら学ぶことができる学習情報センターとしての機能を備えた学校図書館の充実を図るための計画です。学習指導要領では各教科等を通じて子どもたちの思考力、判断力、表現力等を育む観点から言語活動の充実を図ることと示されています。本計画により、学校がさらに学校図書館を活用し教育活動を進めていくことで、子どもたちの学力向上に大きく寄与すると考えています。

整備計画は、三つの計画を柱として考えています。資料2枚目の「4 平成24年度からの事業計画」をご覧ください。一つは学校司書配置計画、二つ目は蔵書管理システム導入計画、三つ目は学校図書館活用にかかわる連絡協議会及び研修体制計画です。学校司書配置計画では、26年度までに、全校に主任学校司書と学校司書を配置します。主任学校司書は週五日配置し、うち三日は各校への巡回をします。学校司書は一日5時間・週二日、配置をします。学校司書を配置することにより図書のレファレンスを充実させ、図書主任と連携した読書指導の充実を図ります。蔵書管理システム導入計画については、各校に4台のパソコンを設置して学校間をLANで結び、蔵書検索ができるようにします。また、インターネットを設置し中央図書館の蔵書についても検索できるようにし、図書検索から読書支援ができるようにします。学校図書館活用にかかわる連絡協議会及び研修体制についてですが、学校図書館の活用や学校司書の有効活用のための連絡会として学校図書館連絡協議会を開催します。また、各校の図書主任や司書教諭のための研修会や学校司書の研修会を行います。3枚目の資料には計画の詳細を記載しています。学校司書を嘱託員として指導室が直接任用した場合の予算の内訳は平成25年度が約1,200万円、26年度は1,700万円です。4枚目の資料は学校司書を業務委託した場合です。業務委託にした場合は平成25年度が約2,600万円、26年度は3,700万円となり約2倍となりますが、こちらについては今後検討していきたいと思っています。蔵書管理システム導入計画のデータ化作業にかかるデータ作業費については、緊急雇用創出事業補助金の活用を考えています。そのため、平成25年度中に小・中学校全校でデータ作業については完了する予定で計画しています。こちらは予算の関係もあるので、今後検討していきたいと思っています。以上のような整備計画を進め、各学校の学校図書館を有効活用できるようにしていきます。各学校には学校長の経営方針の下、学校図書館経営方針、活用計画、校内体制等の準備を整えてもらいます。

1枚目の資料にお戻りください。各学校の校内では資料のような組織をつくります。校内に学校図書館運営委員会や学校図書館部が組織され、図書主任や司書教諭が中心となって運営するようになります。そして、学校図書館部が学校司書を活用して図書館の活性化を図ります。学校司書には図書や環境整備の事務を担当させ、図書主任や司書教諭が主体的に運営するようにします。また、図書委員会等を通して、子どもたちが図書活動に主体的に携われるようにします。この校内組織のほかにも、図書館の環境整備等については各学校の状況に応じて図書ボランティアの支援も必要です。このような校内組織を支え、学校図書館を支援する機能として主任学校司書の配置を計画しています。主任学校司書は各校の学校図書館を巡回し、学校図書館の整備状況や学校司書の活動を把握して、校長先生に対して学校図書館活用全般についての指導・助言を行えるように考えています。また、主任学校司書は市の図書館の学校支援サービスと連携して学校図書館の支援をしていきます。

○**榎本委員長** まずは整備計画がこれで良いのかどうかの問題があります。緊急雇用創出事業という言葉も出てきていますが、全体としての予算の裏づけはどうなっていますか。

○**片柳指導室長** 先ず、データ化の作業に非常にお金がかかります。見積りでは1校当たり約110万円、20校で2,200万円程度となりますので、緊急雇用の補助金の活用も可能であろうということで検討を進めています。

司書の人件費や実際の運用のための財源については、市の一般財源を充てて整備していくこととなります。司書にかかる費用が毎年20校で1,700万円余り、さらに機器のすべ

ての整備にかかる費用が2,200万円ぐらいとみています。この点については財政担当とも今後調整をしていく必要があると考えています。

- 矢部第二職務代理 以前、研修で文部科学省の担当者から、各自治体には交付金を一般財源に入る形で配布していると聞きました。それとの関連はどうなっていますか。
- 片柳指導室長 地方交付税措置により予算化されていますが特定の事業を目的とした特定財源ではなく一般財源であるため、この点で財政担当との調整が必要になってきます。
- 矢部第二職務代理 その方の話では、「各自治体は財政担当と折衝して、一般財源で渡すのでしっかり活用してください」ということでした。
- 永田教育長 司書の配置も対象になっていますが、データ化に係る経費については含まれていません。一番お金がかかるのは蔵書システムですが、国の制度である緊急雇用に乗っかってやろうと思っています。ただし、データ化はどうしても手間暇がかかるため、一時はやむを得ない経費だと思いますので財政担当と相談していきます。
- 榎本委員長 学校図書館についても本当に整理していく必要性が喫緊であり、それにはとてつもない金もかかるということですが、できるだけご尽力をいただきたいと思います。この件は以上にとどめ、次の報告をお願いします。
- 片柳指導室長 2件目は、1学期末に行った、東京都によるいじめの認知件数等の緊急調査についての速報値がまとまりましたので、その結果を報告します。今回の調査によると、本市でいじめと認知した件数は35件でした。また、いじめの疑いがあると思われる件数は63件ありました。この調査を受け、休業明けにはその後の対応状況等について追跡調査が予定されています。その結果がまとまりましたら、改めて報告します。
- 榎本委員長 何か伺うことはありますか。
- 矢部第二職務代理 認知が35件、疑いが63件ということですが、数字だけでは分からないこともたくさんあります。追跡調査の結果、プライバシーに係る部分はやむを得ませんが、どのような内容であるかについても詳しく説明をいただける機会があればと思います。
- 片柳指導室長 そのように準備していきます。
- 榎本委員長 いじめ問題は改めて申し上げるまでもなく大変な問題で、しかも、今、関連していろいろな論調が出てきています。この間、たまたまテレビで、大津市の教育委員会なり学校当局の対応の仕方をめぐって、大津市が非常に困っているという発言を耳にして、大いに頭にきた話があります。その論評の一つに、「学校当局も教育委員会も全くなっていない、特に教育委員会はほとんど全国的にそうである」かのような表現をとっていました。どこの教育委員会も教育長には頭が上がらないのだということでした。たまたま大津市の場合も教育長が最初から何遍も顔を出し、市長も極めて不都合な格好で顔を出していますが、関連してそういうことになったのだらうと思います。教育委員が教育長に頭が上がらない。だから、いろいろ言いたいことがあっても言えず、それが全国教育委員会の大方の実態であると…。

本市とは全然違うと思いました。私は最初から「当面の敵は教育長だ」と公言しながら、お付き合いをさせてきていただいています。教育長は息をする暇もないのではないかと思うほどに、毎日、仕事の総責任者としてお務めいただき、かつ、われわれも勝手なことを言わせていただいています。私は絶対、こういう形でなければいけないと思っています。しかも、教育長の前歴は全国の去年のデータによると、7割近くが学校教育関係者だそうです。本市の場合にはまったく違う方が非常によく勉強され、努力して、わが市の教育の要を担っていただけてきています。本市のように皆さんと力を合わせて行っていることが全然分かっていない。テレビでああいう話をされると、知らない人は本当に、教育委員会というのはみんな教育長に頭が上がらないでやっていると思うのかもしれない。お互いが全く同じ立場で、しかも言うべきことを言い合うことで総合力が備わり、同時にそれに関しては事務局のご尽

力を得てのことです。わが市としては足らざるはもちろん反省すべきですが、全体としては論調の言うような状況ではないということを改めてこの時点で自負し、再確認したいと思います。

いじめの問題についても、これは重ねて申し上げるのですが、全部オープンにすれば良いと思います。うちではこういう悪いことが起こった。全部さらけ出す。そういうところで一生懸命それに対応している教師こそが、まさに教師なんです。悪い体質だと、教育委員会も含めて隠そう、隠そうとする。教育長に頭が上がらないというのは、校長としても事故の報告をするとどこかに飛ばされるのではないかと。人事権は県や都にあるが実質的には教育長なりの判断による点も多かろうし、そういうこと絡みで「頭が上がらない」という表現を生んでいるようです。何で校長たちは教育委員会と喧嘩（けんか）をしないのか。喧嘩をするとどこかに飛ばされると考えていらっしゃるのではないかと、失礼ながら思います。私は、そんなことは思うなと言いたい。そんなことを思っていたら、自分の目の前にいる教員なり生徒の教育ができないと思います。もし校長が教育長なり教育委員会に文句を言って飛ばされるようなことになったら、多分その学校の教員が校長を守るべく、むしろ旗でも何でも掲げるだろう。そういう状況になることこそが、挙げて、力して教育を守っていくことに必要なのだと私は思っています。仮にうちがそのようになったとしたら、私は逆に、首になりそうなほうの先頭に立つかもしれません。

極端な話のごとくに聞こえるかもしれませんが、実態に関してはわれわれは十分自負するに足る形で皆さんのご尽力を得てやってきていると思います。誇りをもって今後ともお務めをいただきたいと思いますが、いじめに関連しては特に隠さない、全部オープンにすることでいただきたい。細大漏らさずオープンにする。教師の立場としてはそれは大変なことで、しかもいろいろな問題が絡んできますからそれに対応するには教師力なり教育力という、相当な力を必要とします。数が少ないという非力な状態は覆いがたく、個々の方々が大変な苦勞をされていることは承知ですが、現実を目の前にしてわれわれは教育をするのですから、その辛さに耐えて今後とも一つご尽力をいただきたいと思います。いじめの問題に関連して、新しい方がいらっしゃるので特に申し上げたわけですが、日ごろ私がお願いしていることをこの時間をちょうだいして述べさせていただきました。この件は以上にとどめ、次の報告をお願いします。

○東総務課長 諸報告の最後になりますが、教育委員会の会議録についてご協議いただきたいと思います。現在の形式で調製している会議録は、平成18年11月の第11回定例会において同年12月からホームページで公開するに当たり、「会議規則により開催日時・場所、出席委員、議事日程等を記録するほか、審議内容についてはより分かりやすく伝えるための工夫が必要である」とし、「議事については大要を掲載し、要点やあらましで掲載する」とされました。「議論された問題が何で、それがどのような過程を経て、どういう結論に至ったかがきちんと記録されていることが大事であり、積極的によい意味で整理し、公式記録として残していくことが必要である。また、委員会で確認した上で公式記録に残すことにすれば、大要で十分と判断する。今後は良い意味で積極的に簡略化していく」ということになりました。その際、発言者の氏名についても省くとされ、この形式で現在に至っています。

ところが、先の第2回市議会定例会において、市の各種会議における会議録のあり方が問われ、議会から要点筆記や箇条書きは認められないとの意見があり、必要があれば市長部局で統一的な見解を示すことになりました。ただし、これはすぐに結論が出ることはありませんので、教育委員会としてはそれを待たず、現在の形式を踏まえつつ他市の多くが採用している形式も参考にして、形式の一部を変更することを提案させていただきたいと思います。

具体的には必要な調製はこれまで通り行い、新たに発言者の氏名を入れ、さらに「ですます調」にしたいと思っています。発言者の氏名を入れる理由は、既に会議の傍聴を許可していることで発言者が明らかになっていること、「ですます調」に変更する理由は、本市の市議会の会議録が「ですます調」になっていることと、他市の教育委員会の会議録の多くが「ですます調」になっていることによるものです。以上、2点の変更についてご協議いただきたいと思います。

○榎本委員長 この件については先にもお話をいただいておりますが、改めて判断を求められていますのでご意見をお出しいただきたい。

○松本委員 他市の例で発言内容を全文そのとおりに、一字一句違わないでというのを見ましたが、かえって読みづらい気がします。「ある程度まとめたものをですます調で」という事務局の提案でよろしいと思います。

○榎本委員長 この間、本市における発言内容がほぼそのままのオリジナル版と、これまで通り会議録として必要な調製を行った上で「ですます調」に変更した場合の2通りの会議録をいただいております。課長から紹介された平成18年当時の、おそらく私の発言だと思えますが、そのとおりに思えます。今回、これを否定するのではなく、改めて、具体的には発言者の名前を出すこと及び「ですます調」にするという提案です。氏名を出すことはご異存ないだろうと思います。既に会議は公開されており、傍聴ができて、オープンになっています。

しかし、「ですます調」への変更はそんな簡単な問題ではないと思います。議会にどういう考えがあるのか分かりませんし、市長部局もまだ答えを出していないようです。かなり専門的な知識がないと「はい、さようでございます」なんて言う発言がそのまま載って、とんでもなくみっともない議事録ができ上がってしまうおそれさえあります。

さて、見本でいただいた会議録ですが、ほぼ発言を生かしたオリジナル形式で18ページのものがあるのが現在の形だとまとめられると10ページになります。18ページのものも整理されているとは思いますが、現在の形に調製すると10ページになります。量的にもこれぐらいが適切かと思えます。趣旨に沿って、きちんとわきまえてまとめられています。しかもそれを皆さんで確認し、必要な修正も行ってオープンになるという格好です。私はこの形で良いと思います。決して、ごまかしたり隠したりしているわけではない。それを今度は「ですます調」という表現にする方が良い、よその市もそうだと。よその市はいつでもよいが、議会がそうしたいという理由は何ですか。

○永田教育長 「ですます調」へ変更する提案は議会がどうこう言っているのではなく、教育委員会として「ですます調」にしたいということです。

○榎本委員長 議会もそうなっているのですね。

○永田教育長 そうです。「ですます調」にしたほうが文書的にも会議録としては見やすい、読やすいのではないかとということで提案をしました。私は教育委員であっても事務局を背負っていますから茫洋とした発言をする場合がありますので、なるべく「ですます調」にした方が分かりやすいと思っています。

○榎本委員長 「ですます調」のほうが柔らかいことはもちろんですが、当たりが良いということだけで「ですます調」でごまかすのは難しい。表現からしたら、かえってすごく難しいことになると思います。

○永田教育長 一度、事務局提案でやらせていただいて、その後、何かあれば調整させていただきたい。多分、文章の全てを「ですます調」にはできないとは思いますが。

○榎本委員長 かえってややこしい表現を考えなければならなくなる。教育長もおっしゃっていたが、そのややこしい表現を使うことで、一番大事な真実がぼけることのほうが私は怖いと思います。

○永田教育長 「発言」には案件の件名など断定的に言う場合もあれば、内容によっては断定的に言えない発言もあります。これまで通り、「ですます調」以外で表現せざるを得ないところもあると思います。

○榎本委員長 「婉曲な言い方で」ということだと思いますが、そうすると事務局が新しい試練に耐えねばならないこととなります。しかし、分量は増えますが、特にご異存がなければ一応提案通りやってみましょう、

なお、日常的なわれわれの話し言葉でもそうですが、「ございます」という言葉を事務局で使う方がいらっしゃるが反省していただきたい。そんなところで「ございます」という言葉を使う必要はありません。政治家の影響もあるかと思いますが、そういう言い方をすることが立派な政治家であったり、大事であるかのごとく錯覚したまま使われています。これはやめたほうが良い、みっともない。例えば「でございます」という言い方は「です」でよい。また、変えきれないでいるのが「殿」。これは「殿」を「様」にすれば済んでしましますが、なかなかそうはいかず「殿」が使われている。風潮としては、むしろ「さん」を一般化しようという方向で来ました。そういう中で、「ございます調」を事務局レベルで使い、議事録にもそのまま出てくるのはみっともない。「ですます調」は丁寧語として、話し言葉として生きているのですから、良い意味で生かす。その時には正しい用法をきちんとわきまえてやっていかないとなりません。そういう意味では、皆さんは自分の発言を含めて点検をするときには、できるだけスマートな「ですます調」にするように。

良い機会だから、良い意味での丁寧語としての「ですます調」をわが教育委員会もモデルとしてつくっていかうと思います。そういう方向でご提案を生かそうということでしょうか。皆さんのご異存はないようですから、この席での提言を生かすべく、今後やるということが確認されました。具体的には、次回、承認いただく会議録から改めることとします。

以上で諸報告を終わります。続いて、人事案件に入ります。

(公開しない会議を開催)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年8月3日

委員長 榎本 隆 司 (自 署)

署名委員 矢部 晶 代 (自 署)